

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年3月1日提出

みよし市長 小山 祐

記

専決第15号 令和5年12月25日

専決第15号

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり処分した。

令和5年12月25日

みよし市長 小山 祐

記

- 1 処分事項 公用車と走行中の相手車両が衝突した事故の損害賠償の額の決定
- 2 損害賠償額 502,595円
- 3 事故内容
 - (1) 事故発生日 令和5年8月21日(月)
 - (2) 事故発生場所 みよし市福谷町西道上地内(県道米野木筋生線)
 - (3) 事故経過 上記地内において、公用車が県道から右折し脇道に進入しようとしたところ、対向車線を直進してきた相手車両と衝突した。
- 4 相手方の損害の程度
相手方の負傷及び相手車両の損壊
- 5 過失割合 みよし市85%、相手方15%